

北広島市ラブホテル建築規制条例の改正について

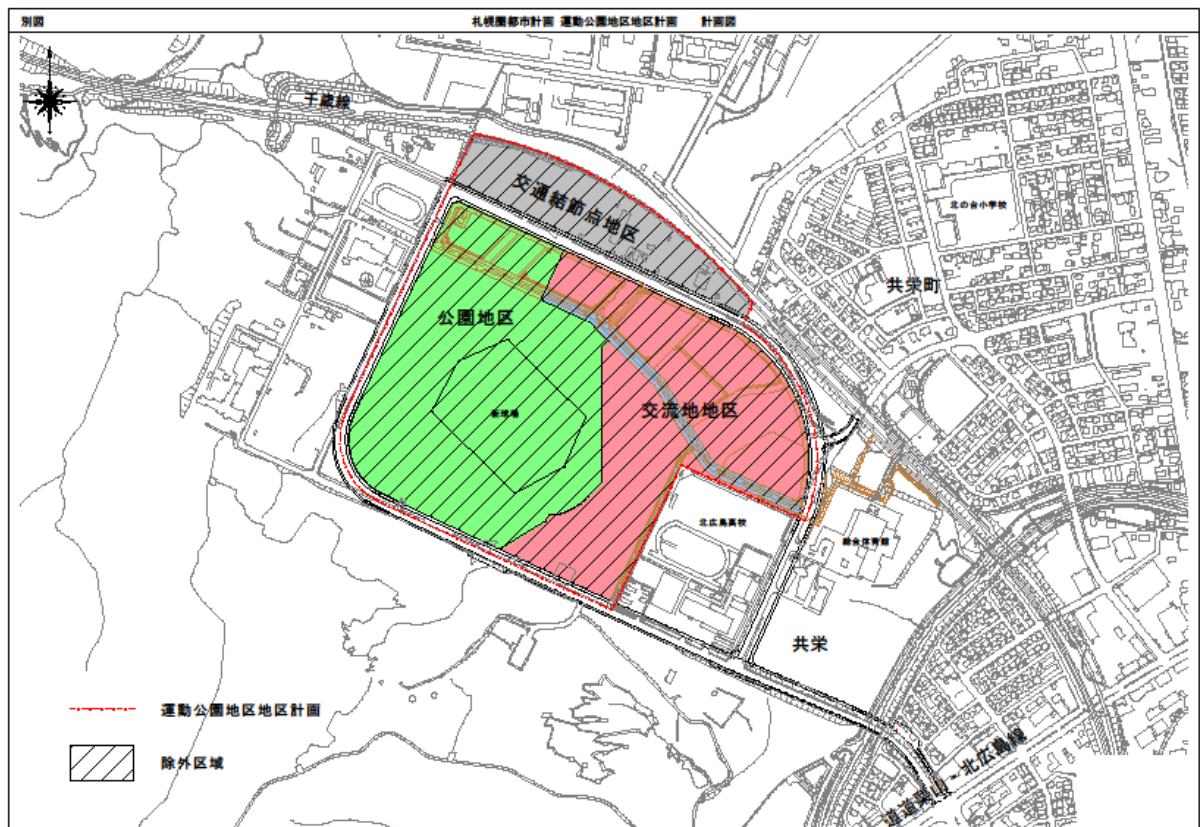
1. 条例改正の趣旨

この条例は住宅地の良好な居住環境、青少年の健全な育成のための教育環境、健やかに安心して暮らせる福祉環境の維持保全のため、条例による建築規制は必要であるとの判断から制定されましたが、施行から16年経過しており、ホテル等の宿泊施設の形態なども変化しております。

平成17年の条例施行当時は、このような官民連携による事業で北海道のシンボルにもなりうるような大きな計画が行われると想定していなかったものであり、この事業が求めるリゾートホテルやコテージなどの宿泊施設をこの条例で対応することができないため、条例から適用除外としたものです。

2. 改正の概要

新球場及びその周辺施設のエリア（下図参照）をラブホテル建築規制条例の適用区域から除外します。（札幌圏都市計画運動公園地区地区計画区域を条例の適用区域から除外）



3. 今後の予定

○令和3年第2回定例会に提案予定